

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600008号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600169号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600009号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600170号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を1万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(1万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600012号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600171号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600013号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600172号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を4万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(4万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600132号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600173号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(14万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600320号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600174号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600270号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600176号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年10月30日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和37年10月30日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和37年10月30日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社は請求期間にC市からD市に移転したが、私は継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、請求期間においてA社は適用事業所として記録されていないが、商業登記簿謄本により、同社は請求期間に法人事業所であることが確認できる上、上記同僚のうち5人以上の者が正社員として請求期間に継続して同社に勤務していた旨回答していることから、請求期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、B社は、A社がE県C市からF県D市に移転する際、C市において厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、本来は昭和37年11月1日とすべきところを誤って同年10月30日として社会保険事務所(当時)に届出を行ったと考えられるが、請求期間の厚生年金保険料については、請求者の給与から控除していたと考えられる旨回答している上、複数の同僚も、

自身の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社の事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、本来は昭和37年11月1日とすべきところを誤って同年10月30日と社会保険事務所に届出を行ったと考えられる旨回答していることから、社会保険事務所は、請求者に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501088号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600177号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月10日の標準賞与額を25万4,000円に訂正することが必要である。

平成20年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年8月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。請求期間の賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成20年8月10日に同社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額25万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501838号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600178号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月10日の標準賞与額を27万3,000円、同年12月10日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成20年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月10日
② 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は平成20年8月10日及び同年12月10日にA社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求者と同職種の複数の同僚から提出された平成20年8月10日及び同年12月10日に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録と同額の賞与の支給を受け、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は平成20年8月10日及び同年12月10日にA社から賞与を支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求者に係る上記加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、平成20年8月10日は27万3,000円、同年12月10日は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600400号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600030号

第1 結論

昭和63年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年*月から平成2年3月まで

私が20歳となった昭和63年*月頃に国民年金の加入の案内が届いたので、私は、老後に備えて国民年金保険料を払わなくてはならないものだと考え、母を伴い市役所の出張所で加入手続を行った。国民年金保険料は、母が市役所の出張所で定期的に納付してくれていた。

請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係るオンライン記録の処理日が平成3年10月15日であり、この頃に払い出されたと推認できることから、請求者は、平成3年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、20歳に到達した昭和63年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、オンライン記録によれば、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付することができない。

また、住民票によれば、請求者は昭和47年3月から現在に至るまで同一市内に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600074号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600175号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。給与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成21年12月31日に解散し、平成23年9月16日に清算終了となっていることが確認できる上、同社の元代表取締役から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、同社において賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨陳述しているところ、当該代表清算人から提出された請求期間における請求者の賃金に係る資料によると、請求者は請求期間に半期インセンティブを支給されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された適用台帳において、請求者の賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。